

先月のTAX NEWSでは平成29年度の税制改正案をご案内しました。その中で、原則資本金が1億円以下の中小企業に一番身近と考える設備投資減税を一覧にまとめて、今月のTAX NEWSで比較しながらご紹介します。

税制名	改正後の期間	優遇措置	対象資産※6	税務申告以外の別途手続 (認定支援機関※7でサポート！)		
				名称	官庁への申請	
法人税	①中小企業経営強化税制 (従前の生産性向上税制を改組※1)	新設。平成31年3月31日まで	即時償却or税額控除(7% or 10%※3)	建物附属設備、工具、器具備品、機械装置、ソフトウェア(建物是对象外)	経営力向上計画 ※4	要 (申請期限有！)
	②中小企業投資促進税制	器具備品を除き、平成31年3月31日まで延長	特別償却(30%)or税額控除(7%)※5	機械装置、工具、ソフトウェア、車両運搬具	不要	
	③商業・サービス業活性化税制	平成31年3月31日まで延長		・建物附属設備 ・器具備品	経営改善計画	不要 (別表添付のみ)
固定資産税	④設備取得に係る償却資産税 軽減措置※4 (制度内容は第30号ご参照)	平成31年3月31日まで (期間変更なし)	原則、3年間固定資産税 (償却)が1/2	・機械装置(全業種) ・器具備品、建物附属設備(地域・業種の限定有)	経営力向上計画 ※4	要 (申請期限有！)

※1 生産性向上税制は、平成29年3月末をもって、予定通り廃止。

※2 ①～③の税額控除の合計で、その年度の法人税額の20%が上限です。控除できなかった限度超過額は1年間の繰越ができます。

※3 中小企業のうち、原則資本金3,000万円以下の法人については、税額控除割合が10%となります。

※4 経営力向上計画は、上記④の固定資産税の3年度軽減措置もあわせて検討したいです。(A類型に限ります)

※5 資本金3,000万円超の法人は、税額控除の適用不可。

※6 それぞれ、取得価額の条件等があります。詳細は、担当者までお問い合わせください。

※7 古田土会計は、認定支援機関の認定を受けています。ご相談ください。

【ご参考: 中小企業等経営強化法の補足】

①中小企業等経営強化法は、経済産業省が力を入れる中小企業の経営サポート事業の一つです。

固定資産税の軽減措置と今回の即時償却に加え、金融支援事業や補助金申請のための重要な加点要素となるなど、その役割は大きいです。

②固定資産税の軽減措置を利用するためには、計画の認定のほか、償却資産税の申告に際して、その認定通知書等の写しの提出が必要になります。

③所有権移転外リースについても、リース料の減額という形でこの固定資産税の軽減措置の適用を受けることができます。

④同様に、即時償却の適用は不可ですが、所有権移転外リースについてリース料総額から法人税の税額控除の適用ができます。

⑤固定資産税の軽減措置と今回の即時償却の特例措置のダブル適用が、できます。

⑥固定資産税の軽減措置についても、今回改正(地域・業種限定で拡充措置)されています。

※8 TAX NEWS発行日現在の情報に基づきます。(現在法案として議論されています)